

平成28年度磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議（議事録）

日 時 平成29年2月8日（水）午後1時30分

場 所 磐田市役所西庁舎3階 302会議室

1 開 会

【事務局】

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、平成28年度磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開会いたします。開催にあたりまして杉山会長からごあいさつをお願いします。

【会長】

こんにちは。始めに12月1日にアピタで行った啓発キャンペーンでは、ご協力をいただきありがとうございました。今回は最後の会合になりますので、いろいろなご意見をいただきたいと思います。一人一回は発言をしていただきたいと思います。

事例を紹介します。よく徘徊をする知的障害の方が、あるとき徘徊をしたときに、家族や地域のみんなで探しましたが、天竜川の堤防で亡くなっていたということがありました。担当地区の民生委員が大変悩みました。民生委員は普段も見守りをしていましたが、この家庭の場合は家族がいるため、深入りをしない見守りをしていました。亡くなったということで、民生委員は自分を責め大変悩んでいました。

見守り活動は一人がやるのではない。皆さん見守り活動しているが、自分ひとりでの見守り活動をしていると考えている人がいるかもしれません。自分を責めてしまう民生委員がいます。福祉委員、自治会、行政など、いろいろな人が見守りをしています。一人でやっているのではないというのを発信していくことが、ネットワーク作りの基本と思っています。今日はよろしくをお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。議事につきましては要綱により、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、議事進行にご協力をお願いします。はじめに、「(1)高齢者虐待の発生状況」について、事務局からお願いします。

【事務局】

高齢者虐待発生状況について説明します。資料1ページをご覧ください。

こちらは、養護者（高齢者の世話をしている家族・親族・同居人）による虐待の集計です。平成27年度は通報件数が、平成26年度と同数の30件となっています。そのうち24件が、虐待もしくはその疑いがあると判断したものでした。

「虐待の種別」ですが、身体的虐待が最も多く、虐待と判断されたケースの7割以上にみられます。

国県の集計結果は、本日間に合えばと思っていたのですが、まだ出ていませんので、平成26年度の国県の集計結果と比較すると身体的虐待がもっとも多いといった結果となっていました。

種別については複合しているものが多く、例えば、金銭をせびるため脅していたけれども、それに応じない高齢者に対して手を出してしまう等があります。

身体的虐待は体にあざ等ができることから、他の種別に比べて発見がしやすいというあらわれだとも考えられます。

ほかにも高齢者の年金を搾取して、必要な介護をしない・受けさせないといった経済的虐待と介護放棄が複合している例もあります。

今年度につきましては、年度途中ですが、現在28件の通報があり23件について虐待と判断しており、身体的虐待と分類されるものが多くなっています。特に1月に入ってから通報の件数が増えていると感じているところです。

資料2ページをご覧ください。

こちらは、相談・通報者の内訳です。

相談通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が最も多く、半分近くを占めています。これは、国県の集計と同様の傾向がありました。介護認定を持っている方にとっては、介護サービスを受ける中で発見されやすく、通報につながっているものだと考えています。

次に多いのが、被虐待者からの通報が多いものとなっていますが、年度によってばらつきがみられます。介護サービスを受けていない方にとっては、民生委員であったり、近所の方であったり、その接する先で高齢者の異変に気が付くことが通報につながるものであり、多くの方による発見が重要であると考えています。

また、国の集計では、二番目に警察が多くなっており、磐田市でも平成27年度に3件と増加しており、今年度も6件の通報をいただいております。通報の増加を感じているところです。

資料3ページをご覧ください。

こちらは、主な虐待者の分類です。息子が最も多く、続いて夫となっています。これは国県と同じものとなっています。今年度についても同様で、男性によるものが多い結果となっています。

被虐待者の介護度については、約6割の方が介護認定がある方であり、国県では約7割という結果でした。

以上が、高齢者の世話をしている家族等の養護者による虐待に関する件数の報告です。続いて、3ページの下をご覧ください。

こちらは養介護施設従事者による虐待件数の表です。養介護施設従事者とは、介護施設や介護サービス事業に従事する人のことです。

本市ではこれまで、施設従事者による虐待は通報も、虐待と認定したものもありませんでしたが、平成27年度は、4件の通報がありました。2件が匿名で2件が家族によるものでした。いずれも、虐待があったということは認められませんでした。平成28年度も、現在3件の通報があり、こちらも虐待の事実は認められなかった

ものとなります。

4ページをご覧ください。

事例報告として2件掲載をしました。こちらは実際にあったケースをもとに、編集をしているものです。

1件目は、ケアマネジャーさんから地域包括支援センターに通報があったものです。介護サービスをやりくりして生活をしていましたが、病院受診時に骨折がわかり、息子がたたいたことを認めため、虐待として情報が入ったものです。この例では、以前にも殴られたことを把握しており、通報後の本人からの聞き取りで、精神状態がいつぱいいつぱいだったことがわかりました。

この例からは、息子と同居しており、介護サービスを受けているので、近所の方や民生委員さんからは一見、困りごとのないようみえるかもしれないが、介護者ともにぎりぎりの生活をしており、入所をするしかない状態に至ったものです。また、ケアマネジャーさんも、関わり続けているためか、徐々に悪化していく環境に対応しようとし、包括への相談がぎりぎりになってしまったものだと感じたものです。

一見、大丈夫そうでも、異変に気が付くまわりの方の存在と、早期の相談通報の重要性を感じた例でしたので、委員のみなさんにお伝えしたく報告させていただきました。

つづいて2件目です。こちらは施設虐待に関するものです。施設虐待に関しては主に、介護施設等を担当する介護保険室に、相談通報が入ってきます。

施設職員と名乗る匿名の方から通報があったものです。介助する際に利用者を乱暴に扱う職員がいるとのことで、利用者の頭部が黒ずんでいたが、職員がたいしたことないと判断し、そのままにしているという通報がありました。この利用者は、家族が病院につれていったところ、重篤で死亡したものです。

対応としましては、施設の指導をする静岡県と情報共有をし、市から事故報告書の提出を依頼し、警察の事情聴取結果から、虐待の事実は認められず、死因から施設が放置していたものではなく、対応が不当なものではないと判断したものです。

この例では、施設虐待に関しては、職員であれば自分の職場であり、家族であれば家族の居場所であり、誰が通報しているか特定を避けるためか、加害者や被害者が特定しにくいといったものを感じたものです。安心してサービスを受けられるはずの場所での虐待はあってはならないことですが、通報が今回あったことや全国的には施設職員による虐待が報じられているので、施設の中のことで済まさないように、多くの方の目が必要だと感じましたので、報告させていただきました。

高齢者虐待の発生状況については以上です。

【議長】

ただ今の報告について、ご意見、ご質問はございませんか。

【委員】

今の2例目の患者について。歩ける人ですか。寝たきりの人ですか。くも膜下血腫という言葉が病的には変だなあと。硬膜外血腫なのか、単なるくも膜下血腫なのか詳しく検証するのがいい。

【事務局】

歩ける人だったのか把握しておりません。ご意見をいただきありがとうございます。

【委員】

1 ページの真ん中の棒グラフの平成 26 年度と平成 27 年度はまったく同じか。

【事務局】

そうです。

【委員】

数字的には増加しており、身体的虐待が増えているということは明らかですが、性的虐待がゼロというのが不思議に感じます。実際はあるけれども、数字的に出てこないだけではないかと思います。

【事務局】

今のところ、虐待の種別を分類するときに性的虐待と判断されるものはないため、ゼロという結果です。目に付くものが数字としてあがってきている結果だと思います。どのような視点で虐待の判断をしていくべきか悩ましいところがあります。

【委員】

地域包括支援センターの社会福祉士として虐待の対応をしています。性的虐待は非常に発見が困難だと思っています。あるのかもしれませんが、本人からの発言はないものです。身体的虐待が多いのは、あきらかに怪我があったりして本人からの発言からも発見しやすいのだと思います。前職がDVの相談職員で、性的虐待の相談対応をしていた経験があります。本人の意識の中で、夫婦であればそういう風な行為があるのは当たり前と思えば性的虐待としてあがってきません。高齢者についても、性的虐待が本当にゼロなのかは、ゼロではなく、現実には、もしかしたらあるかもしれません。ただ、発見するのは難しいかもしねないと感じます。

【事務局】

高齢者のオムツやパンツもはかせずに脱がしたままにすることも性的虐待の例の 1 つとなっています。虐待事実の確認で、聞き取り等で確認ができれば、カウントされるものになりますが、今のところこの点を聞き取ったものはないといった結果です。判断しにくい虐待の種類と認識しています。

【委員】

人の目に触れられるということが少ないもので、家族だけでは虐待とみなしていないけれども、他の人が見れば虐待だとなるものがあると思います。ゼロの影にはたくさんあると思います。

【委員】

虐待事例の施設虐待について。被害者、虐待者について特定は出来なかったのか。

【事務局】

この事例は、被害者は特定できていますが、加害者は特定できていないものとなります。

【委員】

警察が入っているのに加害者が特定できないのはすごく不思議で、事件になってもおかしくない事例だと思います。突っ込みが甘いのではないかと。施設に対して注意で終わったのですか。

【事務局】

加害者が存在したことが認められなかったものです。加害者が存在したということが分かれば警察と連携したさらなる追求となったかもしれないが。通報にあった加害者がいたということが確認できなかったという事例です。

【委員】

施設は密室化していて、外部の人の目がないものです。また、時間がたつと分からないという事例でもあります。一つ目のケアマネの事例について、一人で抱えて悩んでいて、包括の連絡がぎりぎりになってしまったようで、家族と一緒に孤立してしまったのかと思います。ケアマネもかわいそうだったと思います。専門職となると、自分の力で何とかしようと思いがちなのかもしれません。自分ひとりで抱え込まないようにするのが大事だと感じました。

【委員】

数字の確認をさせてください。1ページの通報相談件数と2ページの相談通報者同じか。平成26年度の30件の通報に対して、相談通報者が24人となっている。違っていませんか。3ページの虐待者、被虐待者の数字は、虐待として認定した数字と同じですが、複数の人が虐待しているものはないのですか。

【事務局】

2ページの相談通報者数が不十分な数字となっていると思います。確認をして正しい数字に修正をします。3ページの虐待者は、主な者を掲載しているので、複数の者によるものはあります。

【委員】

二つ目の事例の施設虐待について被害者という認識でよいのですか。虐待の事実が認められなかったと警察が言っているので、被害者ではないと思います。被害者がいるということであれば、加害者の存在を追求しないといけないのではありませんか。

【事務局】

被害の事実は確認できていないので、被害者もないものです。説明の中で、被害者・加害者という不適切な言葉を使ってしまいました。被害が確認できなかった事例となります。

【委員】

家で虐待を受けた人をおかすためにショートステイを利用してもらうことがあります。そのときに被害があった親が息子を心配するということがあります。

また、施設では、職員が入所者をさげすむようなことがあってはいけない、個人の尊厳を守る法人の理念を毎朝職員が唱和しています。また、職員同士で情報を交換するようにしています。他の職員の言葉遣い等、気づいたことをお互いに言う引継ぎ等で情報交換をしています。利用者が我慢しない環境づくりのために、何かあったときは掲示板にかくなど、言いやすい苦情受付体制を作っています。利用者から信頼されることが重要であると考えています。

【委員】

虐待の中では身体的虐待が分かりやすい。虐待のイメージで、殴ったりしていなければ虐待ではないというのがあると思います。経済的虐待や介護放棄は、その意識がなくやっている人が多いのではないかと思います。息子が本人の通帳を持っていて、親はいつまでも子供を養うものと思い、子どもは養ってもらうのが当たり前で、本人に生活費を与えずに全部使ってしまうという例もあります。虐待イコール殴るだけではなく、経済的虐待等がどういうものか周知をしていくのが大切だと思います。

【委員】

1ページの相談者数の数字について。近隣住民、知人の数が少ない。近隣住民、知人について機能していないのかまたは発見が難しいのか考えなくてはいけないと思う。また、相談通報者のその他はどういったものか。

【事務局】

近隣住民、知人の通報がない年がありますが、平成26年度では、近隣住民の人が気づいて民生委員に伝えた結果と考えています。今年度は何件か近隣住民の方からの通報をいただいており、近隣住民等の通報が機能していないということではなく、発見した人が言いやすいところに通報している結果だと認識しています。相談通報者のその他は病院からのものです。

【委員】

民生委員からの通報が、平成26年度は5件、27年度は1件になっていますが、民生委員とケアマネジャーとの連携でケアマネの件数が増えている等の、近隣住民、知人、ケアマネ、民生委員等の連携ができていると解釈でよいのでしょうか。

【事務局】

いろいろな方が疑いを持ち連携いただいていると感じています。民生委員からケアマネジャーに情報提供があり、ケアマネジャーから市に通報があるものもあります。集計では、最終的にどこから通報があったかで数えているものとなりますので、年度によってばらつきのあるものとなっています。

【議長】

それでは、「(1)高齢者虐待の発生状況」は以上としたいと思います。続きまして、「(2)高齢者虐待の防止のための啓発等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

高齢者虐待防止のための啓発等について、説明をさせていただきます。

12月1日にアピタにて、啓発ボールペンとリーフレットを、人権擁護委員のみなさんと一緒に配布をして、多くの方に高齢者虐待について知っていただくことができました。多くの委員の方に協力をいただきありがとうございました。

また、昨年度作成をしたリーフレットは、先ほど委員からお話があったように目に見えない虐待があるということを広く周知するために、認知症フォーラムと2月25日に市民会館で予定されている講演会のときにも配布を予定しており、引き続き啓発をしていきます。

次に、広報等への掲載ですが、広報いわた11月号に6頁のとおり掲載をしました。見守りネットワーク事業とあわせて掲載をし、見守りの重要さをお知らせさせていただきました。

次に、講座等としまして、広報いわた11月号に、介護者の負担を軽減するために、実施されている家族介護者教室を紹介しました。また、平成26年度のこの虐待防止ネットワーク会議で議論いただいた、男性介護者のための講座についても、各地域包括支援センターの社会福祉士からなる社会福祉士会議と協力して、ケアメン講座を開催しました。技術の伝達だけではなく、座談会では男性同士が互いの悩みなどを話し合う場所として、大変有意義なものでした。全国紙にも取り上げていただき、その内容を7ページ以降に添付させていただきました。

最後に、啓発シールの配布です。こちらは、介護サービス利用者が事業所との連絡等に使用する「連絡袋」にシールをはり、通報による早期発見と事業所の職員の意識向上を促す目的で作成するものです。虐待という言葉は大きく使わず、相談できる相手はいますか、とメッセージを送るものとなります。これにより、高齢者本人や家族、介護事業所がそれぞれだけで抱え込まないよう、相談がしやすい環境づくりを目指します。

啓発等については以上です。

【議長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

【委員】

5ページに、いろいろと取り組んだことが書いてあるように、地道な活動を展開してい

くことがやはり重要なのかと思います。先ほど話があったように、実際に虐待の一番大きな要因とは分かりませんが、介護者の心身の疲労が大きいのであるならば、ここに報告されているケアメン講座と同じような心身の疲労を少なくするような、発散できるような機会を数多く設けていくことを考えていく必要があるのではないかと思います。ただなかなか回数を重ねていくということがいろいろな問題で厳しいとは感じます。

【委員】

ケアメン講座について質問をします。写真を見ると女性がいませんが、男性だけのものですか。その方がよかったものですか。

【委員】

参加者は男性に限定しました。というのは、一般の家族介護者教室というのは市が2つの法人委託をしいて、男性の参加者が非常に少ないものとなっており、女性の方がやはり多いところがあります。男性がなかなかそういうところに行くことはハードルが高く、自分で情報を収集することも難しいと感じています。ケアマネが勧めてくれてもそこに申し込みをして男性一人で参加することが非常に難しいという実態があると思います。

先ほどの事例の中の息子さんが孤立ということにあったように。男性の介護者の孤立ということが、現場でやっていて非常にあるところですよ。高齢者のみで暮らしていて、家事なんて今までやったことのないおじいさんが、おばあさんに介護が必要になったときに介護もしなくてはいけない、家事もやらなくてはいけないということになったときに非常に負担が大きくなり、イライラしてしまって虐待が起こるといことが事例として、とてもたくさんありました。息子さんがお母さんと2人暮らしになっていて、今まで家事をお母さんがやってくれていたのにそれに出来ない、お金はさあどうしようとか、仕事があるのにやらなくてはいけないとか、男性の方がSOSを本当は出したいという状況になるのですが、そのSOSがとても出せない、どこに出したらいいかわからないとなります。

ケアマネさんも実感としてあると思うのですが、本当はこういう風なサービスが必要なのだろうとケアマネさんが提案しても、それを受け入れてサービスを入れ込むことがなかなか難しい息子さんやご主人さんがいらっしゃいます。デイサービスに預けるのは少し躊躇してしまうとかそういう風なご相談がある中で、であれば、男性の方が安心して参加できるような講座が出来ないかな、そういう風な居場所が設けられないかなというところで市に相談させていただいて、ケアメン講座を開催することが出来ました。男性に参加していただき、やはり私たちは居場所作りが一番だと思ったので、講座は言ってしまうと、二の次です。お話の場に行きませんかという男性はなかなか行くとはいっていませんが、講座という誘いやすいと感じています。この講座では、絶対に座談会をやります。進行役も男性が行きますと男性の方すぐくしゃべってくださいます。最初は、心配だったんですけど、非常に盛り上がっています。私の担当している方で参加した方の感想では、「やっと話せた」「自分と同じような立場の人がいるということに安心しました」と自分だけじゃなかったということをお話になり、それから毎回参加してくださいます。

やはりこういう場は、男性の方に必要だったんだなあと感じるというのがあります。2回目からは、奥様やお母さんを連れてきていいですよ。という風にしたいんです。やはり自分が

こういう講座を受けるためにデイサービスに行かせるのはちょっと躊躇しますと、でも、家に一人で置いておけないのでいけませんという意見があって、みんなで相談して、だったらつれてきてもらいましょうと。その間はスタッフがおしゃべりカフェという形で様子を見ていればいいよねということでそういう風な形でやらせていただいて、そうすると何人もお母さんたちが来るんですね。その方たちもそこでお茶を飲んでほっとしていただいて、お父さんはお母さんを安心して預けられるので、座談会等で毒を吐けるそういう風な場が必要だと思っています。介護の重さとか取り組みはなかなか言えない。友達にもいえないだろうしご近所の方にはましてやいえないだろうし特に男の方にはあると思うので、安心して気持ちが吐き出せる場というのが必要かなというところでやらせていただいています。

【議長】

ありがとうございました。何かそれについてご質問等ありますか。

【委員】

磐田警察署です。ケアメン講座、非常にいいことだなと感じました。警察官は例えば高齢者が家に帰れずに迷ってしまうことに、このところ多く対応している現状です。車椅子に乗って出かけてしまったという高齢者の方がいて、車椅子が倒れてしまっていてこけたままの状態でいらっしゃったというところで何とか保護、発見となったものがありました。そういうことを考えると、ケアメン講座について警察署に案内文とかをいただいたりすることは可能でしょうか。警察官数名で参加するということが、いいのではないかと私は思いました。臨場して高齢者と関わる時に、どうやって助ければいいのか、そういう方法をご教授願えたら警察官の対応的な面でも助かるのかなあと感じました。

もう一点は、去年の12月のアピタのときのキャンペーンには参加させてもらっているのですが、そのときですが実は警察のほうとしても年末の特別警戒皆さん言葉をご承知かと思いますが、12月にはいると特別警戒期間で、一日は出発式というのを行ったんです。そうするとその日付が重複してしまったりするとせっかくこの良いキャンペーンで参加したいなあというところで行こうかなあと思ったんですけど、重複してしまった関係で少人数しか参加できなかったということがあったので、そこらへんを兼ねていただけるのでしたら行事とかに重なってしまうところがあるのかなあというところが感じたので日付等の調整がきけば、最大人員でできるのかなあと感じました。

【課長】

ありがとうございます。警察の方とは認知症の方の対応や、虐待それからいろいろなところで連携をとらせていただいているところです。今のご提案があったケアメン講座の参加も是非していただければありがたいですが、一方で、もし何人かいらっしゃるようであれば、実は昨年警察の職員のかたが認知症サポーター養成講座を受講してもらいました。認知症の方の症状や対応の方法についてお話をさせていただくものです。警察の職員の方に対してそういう講座をすることができますし、今のあったケアメン講座のような講座にご参加いただくということは可能だと思います。

また連携をとりながらやらせていただければと思います。それから啓発につきましても、27年度から人権擁護委員の方の啓発と一緒にやらせていただいている、いろいろな事業の週間や月間だということ意識した中でやっている事業もあるのですが、いろいろな方が参加してキャンペーンをやらせていただくのが一番よろしいかと思しますので、事前にご相談をさせていただいてできるだけ多くの方が参加していただけるような日を設定させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございました。何かご意見ありませんか。

【委員】

啓発方法につきましているいろいろとご意見がありましたが、ネットワークを作ったそもその歴史がまだ浅いもので、啓発等どうやっていいのか試行錯誤の段階だと思っています。実際にキャンペーンも参加したのですが、何かひとつぴんとこないものがありました。対象者をどういう人に絞って啓発をやっていくか大きな課題ではないかと思っています。施設の職員に対して、啓発も必要だと改めて感じましたし虐待を受ける原因、おぼろげながら皆さん分かっていると思うんですけど、原因についてどういう風に啓発をしていったらいいのか、啓発の方法を違った角度から考える必要があるのではないかと。本来なら私たちが提案しなくてはいけないのですが、提案する段階まではいたっていない。何とかしなくてはいけないという問題意識はあります。

【事務局】

啓発の方法ですが、確かに今回配ってもらって、お客さんが少なかったというのも聞いていて、たとえば今回みたいにキャンペーンをやるんだったら、やる場所とか、どういう人をターゲットにするかというのを考えたことをやっていかなければいけないねというのは終わった後、私たちのほうでも実感したところです。高齢者の方たちがたくさん集まる場所がいいのか、年齢を問わず、やる側の人虐待する側というのが若い人たちになると思いますので、そういう人たちがいるところのほうがいいのか、いろんな状況があるかと思っています。そういうのも考えながら効率的にPRできればと思います。それこそまたいい意見がありましたら、こんなところでやればいいのかこんな時期にやればいいのかありましたら皆さんからの意見をお聞きしながら進めていければと思っています。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。意見はありますか

【委員】

私は人権擁護委員をやって6年目ぐらいになるんですけど、資料とか皆さんのご意見を聞いていて感じたことは、近隣住民のところの相談者、通報者はないというのは実感しますね。自治会の役員会議の中でも、そういう話はぜんぜん出てこないし、どうしていいか

などという、3ページ目にはですね。主な虐待者が、ほとんど親族なんですよ。ということ、小さいエリア狭いエリアで、発生しているということが想像できるんですけど、4ページのところで、原因となるのはやはり介護疲れで、精神的に追い詰められて、本当に心からそういう気持ちじゃなくてもつい出ちゃうというのがあるのかなあと思うんですけど、そういうのを取り除いていかななくてはいけない。虐待をどう予防するかということになると思うんですけど、私は地区では、自治会では、高齢者のサロンを立ち上げているんですけどボランティアさんが17、8人いるんですけど、男性は2人だけです。非常に敷居が高くて、あまり寄り付きません。それはそれでしょうがないかなと。男性2人は、私と民生委員の方です。地区では自治会が6つあるんですけど、地区全体として生活応援クラブというのを立ち上げようと思っていて勉強会をしているんですけど、普段の生活でちょこつとしたこと困りごとを地域内で助け合おうということで。立ち上げようとしていて勉強会を去年からずっとして6回開いたんですけど。そういうのを通じて、介護疲れ介護される人を少なくしていかないとこれからどんどん増えていくので、自然増で。それを何とか押さえるには啓発活動で男性の敷居が高いということで、なにかいい方法があればと思います。生活応援クラブでは、男性のところでサポーターになってと声をかける。なかなか声をかけるにも誰に声をかけようかと難しいところです。ケアメン講座というのもいい雰囲気で行われているようで。いいなと思ったしだいです。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

高齢者虐待でテレビの中等でいろいろな情報があります。一人ひとり我々がいつまでも住みなれた土地で地域で住み続けたいと誰もが願っていることだと思うんですね。地域でそれには、最近では高齢者虐待の要因のひとつに老老介護。老老介護心身ともにつかれきてしまい追い詰められてしまい誰しもがある場面で起こり打つという境遇にたたされていると思うんです。やはり家族で頑張るにも限界があるので、行政とかあらゆる機関を利用してみんなで支えあって、守ってあげて、協力、自助共助公助、学びと仲間作りの場を提供したい。子供の虐待もそうですけど、高齢者にも共通するところがたくさんあると思うんです。とてもいい仲間作りでこれからいいことどんどん研究してお年寄り子供といいことだなあと。地域で守っていけるようみんなで助け合っていくことが大事だとつくづく感じました。私は、相談員をやっていて、施設70箇所ぐらい、いろいろなところに行かせていただいています。施設で虐待につながるのではないかなあという場面に出会ったことがあります。数年前、ある施設に行きましたらベルトで全部締め付けられていて皆さんフロアーにいるんですけど、端の方でひとりの状態にいる男性の方がいました。あれっと思ひまして、虐待に通じるのかなあと半信半疑、様子を見させてもらいました。最後に職員に聞きました。「どうしてあちらのお方はベルトをしているんですか。」と。動いちゃってベルトで固定していないと不具合が起きるからと説明がありました。家族からの同意書もとっているとのことでした。

施設職員は職員もいろいろと現場をしています、一人ひとり尊厳をもってするんですけ

ど出入りが多い施設もある職員も一生懸命対処している。頭が下がる思いで施設から帰ってくる。それでも虐待と。磐田市は虐待は少ない。皆さん施設等いろんな方がやったださっている。見守り等してくださっているから少ないのではないかなと感じています。職員さんは頭が下がる思いで一生懸命接してくださっています。仲間作りということは皆さんで、やることはうんと大切なことだと思っています。

【会長】

ありがとうございました。

つづいて、「(3)平成29年度磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成29年度の会議についてご説明します。本日配布した資料をごらんください。

今年度まで、高齢者の虐待防止のために、この会議を開催してきましたが、次年度から、この会議の中に障害者の虐待防止と差別解消についての協議を加えていただきたいと思います。

これまで磐田市では、障害者虐待防止センターを設置し、虐待予防の啓発を行ったり虐待予防のための相談を受けたりしてきましたが、この会議のように関係機関の皆様と連携する会議を持たずにきたところです。

磐田市の障害者虐待の現状ですが、年間数件ですが、通報があり、虐待としての対応を行っています。

平成27年度は、通報が5件ありました。27年度は事実確認したところどの案件も虐待ではありませんでしたので、虐待としては0件でした。障害者虐待防止センターでは、通報を受ける以外にも、障害者虐待が起こる可能性のある家庭に対して、家庭訪問を行ったり、電話相談やケース会議を行い、虐待を未然に防いでいます。虐待防止については、高齢者だけではなく、障害者についても虐待の発生予防、早期発見、早期対応が必要です。次に黄色い資料をご覧ください。今年度4月より障害者差別解消法が施行されました。この法律では障害を理由とした差別の禁止、合理的な配慮を行うことをうたっています。市としましては、職員の対応要領を作成し、適切に対応するための事項を定めています。また、差別に関して相談があった場合、障害福祉グループが相談窓口になっており、関係部署と連携をとりながら、差別の解消や合理的配慮についての対応を行っています。今までのところ合理的配慮についての相談を2件受けましたが、相談者と関係部署とで対応を協議し解決しています。その他に対応マニュアルを作成したり、職員研修を行い周知をはかっているところです。障害者差別を解消するためには、虐待予防と同じように、関係機関とのネットワークが必要ですが、障害者差別解消法では、そのための協議会をつくることのできるとなっています。このように障害者についても、高齢者と同様に、虐待防止や差別解消について協議をする場を設けたいと考えていますが、そのための委員は、地域の代表者や人権擁護委員、警察などの関係行政機関、医療機関、福祉関係機関など、この高齢者虐待防止ネットワーク会議にお集まりいただいている委員構成と同じ方々をお願いすることになります。そのため、この会議を、高齢者虐待防止、障害者虐待防止、障害者差

別解消について、広く権利擁護とし、関係の皆様と情報共有しながら、連携できる場としていきたいと考え、資料のとおり、会議名称を変更し、所掌事項について高齢者、障害者の虐待防止、障害者差別解消について加えさせていただきたいと思っております。なお、委員については、今年度で今回の任期が終了することから、人数を含め今後検討していきます。

【議長】

ありがとうございました。今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

【委員】

現在障害者の施策協議会というのがありますよね。そっちのすり合わせはどうなっていますか。

【事務局】

今年度施策推進協議会というのがありまして、またこの3月に開催をする予定になっておりまして、そのときにも説明をしないといけないなあと考えています。施策推進委員の中の委員の皆様も今回の虐待防止ですとか差別解消に関する協議ができる体制をとるのが可能かと考えておりますがこちらの協議会ですと虐待防止と特化している会議ですのでより近いものになるのかなあと今私は考えています。

【委員】

そうしますと要綱にある定数15人では足らなくなるのではないかという気がするんですけど。

【事務局】

当事者団体ですとか施設関係者になりますと障害の場合は基本的には3障害になってきますのでこちら先ほどご説明しましたとおり定数を見直す必要があると考えています。

【議長】

ありがとうございました。ほかにご意見の方は。

【委員】

障害者の方と高齢者の方と一緒に考えていきたいと思いますということだとおおまかにいうと思うんですけど私たちが関わっている中でも知的障害者の方が65歳以上になられて介護保険のほうに入ってくるという方がいらっしゃるの単純な認知症高齢者の方とは違うところがあるので、一緒に考えていく回があるのはいいと思います。いいものになるといいと思います。

【議長】

今までの議題、発生状況や防止のための啓発について、それから今のネットワーク会議について、どれも全部あわなくても外れていても今回が最後ですのでぜひご意見がありま

したらお願いします。

【委員】

先ほど通報者ですね。その他病院とのことでしたが、磐田病院・診療所どちらが多かったですか。

【事務局】

内訳は持ってきていません。磐田病院もありましたし診療所もあったかと思います。

【委員】

特に虐待に関しては小児の虐待が非常に問題になっていまして、医師会のほうでかなり啓蒙啓発をしています。高齢者の虐待に関してはなかなか難しくて連れてこられる方というのはそれほど虐待とは関係ないのではないかなあと小児の虐待とは違ったニュアンスがありますのでその辺も注意して医師会としては対応していきたいなあと感じています。

【議長】

ありがとうございます。

【委員】

私たちが関わっている中で感じるのは消極的な虐待者適切な介護を提案しても受入れてくれない。かといってそのまま放置しているかといって劣悪になっていないグレーゾーンの方がいる。そういった方をどうしたらいいかと日々思うんですけど。知的障害でずっと兄弟の方が介護されていて元気な頃はそちらにいろいろと迷惑というか家族の方が対応するのに困ったという歴史があるとなかなかこちらがしてあげて欲しいと言っても家族の歴史みたいなのがあってなかなか受け入れられなかったりする。積極的にいじめるといったことではなく、こうしてあげたら、あなたたちも良くなるし、本人も良くあるのにとこちらが思ってもなかなかそれがうまくいかない。グレーゾーンな虐待の方が多いいんだということを頭に入れといてもらうと見かたが変わってくるかなと思います。いろいろとご家族の方と接して思うのはそういったことです。虐待されている方と被虐待者が共存しているような方もいらっしゃる。すごく介護は大変なだけけれどもかといって切り離せない、デイサービスにいったらいいのにもご主人方が話したくないという方がいらっしゃって、そういう方も支援が難しい方かなと思います。

【委員】

最後ということなので。ここにお集まりの皆様には虐待の早期発見だとか対応支援ということいつもで包括として大変お世話になっています。いつもありがとうございます。ひとつ課題として。男性介護者ということでケアメン講座ということで私たち取り組みをしているんですけども。今回3Pの虐待者の介護度を見ていただきたいと思います。6割が介護保険の認定があるということです。6割が少し安心できるというのは、ケアマネさんが入っていてサービスが入っていますので、おうちの中での状況の確認が取れます。ケアマ

ネさんが本当に頑張っているものですから、ケアマネさんからの通報じゃなかったとしても、私たちはケアマネさんに相談をして支援が入っていけることになるのですが、4割は介護保険の認定がないんですね。これが浮かび上がってきて、通報が関わるきっかけになるんですけど。私たち、実感として、通報の時点で、介護保険の認定がないだけなので、この後の対応で介護保険の申請をすると、ほとんどの方が何らかの介護認定がつく方という実感があります。

元気だった方の機能がだんだんと落ちて介護が必要になったその段階で、介護負担があるけれどもサービスが入っていないわけですから、認知症だけでも認知症だという診断がついていない状況で、ご家族の方が、事態がわからないまま、不適切な介護や不適切な事態が発生しているということがあります。なので、私たちとしては介護認定のない元気な人が弱ったときにスムーズにそういうふうな相談窓口であるとか介護保険のサービスであるとかそういう風なところとつながれるシステムというのがあったらいいと思うんですけど、包括支援センターだけでは、なかなかそこを見つけるというのができませんので、元気な高齢者に関わっている人がいると思うので、ぜひ弱ったときに、何かちょっとおかしいと思ったときに、包括支援センターや市のほうにつないでいただければ、そこで私たちが介入するチャンスがあります。それこそ虐待の予防になってくると思いますので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【議長】

ありがとうございました。議事は以上になります。ご協力ありがとうございました。

4 その他

【課長】

熱心な議論ありがとうございました。特にその他ということでこちらはありませのでこれで閉会とさせていただきます。いろいろなご意見をいただいたのですが、来年からは衣替えをしてもうすこし広く権利擁護として障害と高齢を対象にご意見をいただくという形で進めさせていただきます。関係機関の皆様と連携をしながら地域の皆様とも連携をしながら予防や防止に努めていくということが一番かと思しますのでまた今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。

障害のところはなかなか対応が難しいと思います。ケアマネさんと包括はだいぶ連携ができていますと思いますが、また障害の支援センターやいろいろな機関とつながっていくことでよりより支援につながっていけば私たちとしてはうれしく思います。虐待防止ネットワーク会議を終了とさせていただきます。

2年間ありがとうございました。